

豊島区特定教育・保育施設の特定負担額に伴う負担軽減補助事業実施要綱

平成27年9月4日
子ども家庭部長決定

制定 平成27年 9月 4日
改正 平成27年10月 1日
改正 平成27年12月28日
改正 平成31年 1月28日
改正 令和元年 10月30日
改正 令和2年5月14日

(目的)

第1条 この要綱は、「子ども・子育て支援法」(以下「法」という)に定める特定教育・保育施設(以下「施設」という)に就園する幼児(以下「園児」という。)のうち教育標準時間認定及び満3歳児以上の保育認定を受けた幼児の保護者が負担する特定負担額に対して、保護者に補助金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定教育・保育施設

法第7条第4項に定める私立幼稚園又は私立認定こども園であり、施設が所在する区市町村により、法第3条第1項の確認を受けた施設をいう。

(2) 教育標準時間認定

法第19条第1項第1号に定める利用認定をいう。(以下「1号認定」という。)

(3) 保育認定

法第19条第1項第2号に定める利用認定をいう。(以下「2号認定」という。)

(4) 園児

学校教育法第26条に規定する幼稚園の入園資格を有し、第1号で定める施設に在園する園児をいう。ただし、学校教育法第18条の定めにより、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園等に通園している場合には、これらの者も含めることができる。

(5) 保護者

「1号認定」、「2号認定」園児と同一の世帯に属し、第1号で定めた施設に特定負

担額を納入する義務を負っている者をいう。

(6) 特定負担額（入園料相当）

「1号認定」、「2号認定」園児の保護者が負担する、施設が園則で定めた保育料と実費負担を除く費用のうち、入園料に相当するものをいう。

(7) 特定負担額（入園料相当を除く）

「1号認定」、「2号認定」園児の保護者が負担する、施設が園則で定めた保育料と実費負担を除く費用のうち、同条第6号を除くものをいう。ただし、保護者が毎年度徴収される費用に限ることとし、在園期間中の経費を入園時一括徴収する場合の費用を除くこととする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、つぎに該当する園児の保護者を交付対象とする。ただし、つぎの第1号及び第2号ともに該当する者は、それぞれの交付対象とする。

(1) 私立幼稚園等の入園時に区内に住所を有する園児の保護者であって、当該年度の世帯全体の区市町村民税所得割課税額の合計が42万円以下ならびに当該入園に際して当該年度の特定負担額（入園料相当）を納入したもの。ただし、既に同種の補助金の交付対象となった園児の保護者及び世帯全体の区市町村民税所得割課税額が不明である世帯の園児の保護者に対しては、補助金を交付しない。

(2) 当該補助年度に区内に住所を有する園児の保護者であって、特定負担額（入園料相当を除く）を納入したもの。ただし、他の地方公共団体が行う同種の補助金の交付対象となった園児の保護者に対しては、補助金を交付しない。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

(保護者の所得に係る寡婦・寡夫控除のみなし適用)

第4条 寡婦・寡夫控除が適用されない未婚のひとり親（養育者及び扶養義務者に限る）

のうち、以下の要件を満たすものについては、所得の算定において、寡婦・寡夫控除を受けた者と同様、27万円（つぎの第1号のうち扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である場合には35万円）を控除することとする（以下「みなし適用」という。）。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者）を有するもの

(2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、つぎのとおりとする。

(1) 特定負担額（入園料相当）に対する補助は、園児1人について50,000円とする。また、納入した特定負担額（入園料相当）の額が補助金の額に満たない場合には、当該特定負担額（入園料相当）の金額とする。

(2) 特定負担額（入園料相当を除く）に対する補助は、園児1人について、第1子月額6,000円、第2子以降月額4,000円に私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（東京都総務局長決定58総額一第138号。以下「都要綱」という。）第6の（2）に定める補助金月額を加えた額とする。ただし、納入した特定負担額（入園料相当を除く）の額が補助金の額に満たない場合には、当該特定負担額（入園料相当を除く）の金額とすることとし、月途中で園児の住所が変更になった場合は、原則として、日割りで算定を行う。なお、日割りで算定を行う際に端数が生じた場合、都要綱第6の（2）に定める補助金月額については100円未満を切り捨てし、その他の補助金月額については100円未満を四捨五入して算定を行う。また、世帯全体の区市町村民税所得割課税額の判定について、当該年度の4月分から8月分までは前年度の区市町村民税所得割課税額で判定し、9月から翌年3月分までは当該年度の区市町村民税所得割課税額で判定する。なお、世帯全体の区市町村民税所得割課税額が不明である園児の保護者に対しては、世帯区分を都要綱第6の（2）に定める区分を超える最高所得階層とし、補助金審査査定を行う。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする保護者は、特定教育・保育施設通園児保護者補助金申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）につぎの各号に定める書類を添付し、補助金の交付申請をするものとする。

- (1) 特定負担額を納入した証明書
- (2) 特定教育・保育施設在籍証明書兼提供証明書
- (3) 前年度及び当該年度の住民税の課税証明書等
- (4) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書
- (5) 特定負担額に伴う負担軽減補助金申請にかかる個人番号の調書（別記第2号様式）
- (6) 生活保護受給者証
- (7) その他区長が必要と認める書類

2 前項第3号から第6号に規定する書類は、保護者が区の公簿等により確認する事に同意し、かつ公簿等による確認ができた場合において、添付を省略することができる。

3 申請書は、区が指定した申請期間までに区長に提出するものとする。この日までに提出しない場合は、当該年度の特定教育・保育施設の特定負担額に伴う負担軽減補助金は交付しない。

4 第4条の寡婦・寡夫控除のみなし適用を受けようとする保護者は、「豊島区寡婦・寡夫控除のみなし適用の申出書」（別記第3号様式）に必要書類を添えて提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第7条 補助金の交付を受けようとする保護者は、申請内容に変更があった場合は、「申請者変更届兼振込先口座変更届」(別記第4号様式)又は「氏名変更届」(別記第5号様式)を速やかに区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付するものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定する。

2 区長は、補助金の交付の可否を決定し、交付を可とするときは、豊島区特定教育・保育施設通園児保護者補助金交付決定通知書(別記第6号様式)により、交付を不可とするときは、豊島区特定教育・保育施設通園児保護者補助金不交付決定通知書(別記第7号様式)により保護者に通知する。

(補助金に関する調査)

第9条 区長は必要と認めた場合には、補助金の交付を受けた保護者及び施設の設置者に対して報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(決定の取消し)

第10条 区長は、保護者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるとき、又は補助額が保護者が施設に納入した特定負担額を上回ると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第12条 この要綱に規定する関係書類の保存は、5年とする。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月4日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月1日に施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年1月1日に施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日に施行する。

附 則

(施行時期)

1 この要綱は、令和元年10月30日に施行し、改正後の規定は、元年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和元年 9 月以前の補助額の算定における第 1 条から第 5 条までに既定の適用については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 14 日より施行し、改正後の規定は、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。